

中小企業者向け省エネ促進税制 の対象期間が、延長されました。

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

★対象期間が、1年延長されました。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者* ★資本金1億円以下の法人、個人事業者
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具*） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム） ★LED誘導灯器具（例：避難口誘導灯等）は、平成25年7月1日以後取得し、減免申請期限までに指定を受けたものが対象となります。
減 免 額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人） 平成28年3月30日* までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人） 平成27年12月31日* までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 ★対象期間が、1年延長されました。
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください(5月30日以降)

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税係・個人事業税担当係
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税係） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税係） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408